

第1回東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会 議事録

1. 日 時 平成16年10月26日(火) 10:00～

2. 場 所 住友不動産東陽駅前ビル会議室

3. 出 席

(1) 委 員：中杉委員長、上田委員、織委員、佐古委員、柴田委員、鈴木委員

林田委員、藤村委員、藤原委員、細野委員、丸山委員

(2) 環境省：廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課 山本課長補佐

(3) 日本環境安全事業株式会社 (J E S C O)：三本木取締役、木村事業部長

同 東京事業所：大出所長、山内プロジェクトマネージャー

山本チーフコーディネーター

立園管理課長、大山業務課長、湯浅管理係長

4. 議事次第

(1) あいさつ

日本環境安全事業株式会社 (以後 J E S C O) (三本木取締役)

環境省産業廃棄物課 (山本課長補佐)

(2) 出席者紹介

委員

環境省

J E S C O

(3) 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会について

(4) 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会設置要綱について

(5) 委員長選出

(6) 議事

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の経緯について

東京 P C B 廃棄物処理施設の概要

環境影響評価について

東京 P C B 廃棄物処理施設の建設状況

その他

5 . 資料

(1)配布資料

- 資料 1 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会委員名簿
- 資料 2 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会について
- 資料 3 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会設置要綱
- 資料 4 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の経緯について
- 資料 5 東京 P C B 廃棄物処理施設の概要
- 資料 6 環境影響評価書の概要
- 資料 7 東京 P C B 廃棄物処理施設の建設状況

(2)参考資料

日本環境安全事業株式会社案内

東京 P C B 廃棄物処理施設の概要（パンフレット）

P C B 廃棄物を保管されている皆様へ

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高圧トランス・高圧コンデンサ等）処理施設に係る

技術的条件及び環境・安全対策について

（平成 1 4 年 9 月 環境事業団ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会報告書）

P C B 使用安定器の処理について

（平成 1 4 年 9 月 環境事業団ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会報告書）

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の処理施設について

（平成 1 4 年 1 1 月 環境事業団ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会東京事業部会報告書）

環境事業団ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の安全設計について

（平成 1 5 年 8 月 環境事業団ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会報告書）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設における作業従事者の安全衛生管理について

（平成 1 6 年 2 月 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会報告書）

東京 P C B 廃棄物処理事業用語集

6. 議 事

司 会（大出所長）： ただいまから「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会」を開催させていただきます。

開会にあたりまして、弊社取締役の三本木よりご挨拶を申し上げます。

三本木取締役： おはようございます。三本木でございます。

本日は、雨の中、また、大変お忙しい中、環境安全委員会にご出席いただき、誠に感謝申し上げます。

当社は、日本環境安全事業株式会社という名称でございますが、日本環境安全事業株式会社法という法律に基づきこの4月1日に設立された国の特殊政策会社でございます。環境事業団が改組されまして、そのPCB処理事業を継承するということで作られた会社でございます。全額、国の出資によって設立されたものでございます。日本全国に散らばっておりますPCB廃棄物の処理を適切に進めていくというのが当社に与えられた使命でございます。

これに即しまして、既に東京をはじめとして、北九州、豊田、大阪、北海道の5つの地域においてプロジェクトを立ち上げ、現在、さまざまな事業を実施しております。先行いたします北九州の事業におきましては、工場の建設はほぼ終わり、現在試運転を実施しているところでございます。本年12月には操業を開始するべく、現在、最終の準備を行っているところでございます。

そのほか、豊田、東京の事業につきましても、現在、工場の建設を進めているところでございます。来年の春ないしは夏頃には姿をあらわし、その後の試運転を行い、継続して操業に持っていく、こういう段取りで現在進めているところでございますし、また、大阪の事業につきましても、間もなく起工式をとり行うことができるのではないかとということで、地元との調整も概ねつきつつ、現在、建設工事の準備段階に入っているところでございます。北海道につきましても、室蘭市で事業を行いますが、現在、工場を建設するための調査を進めているところでございます。

東京事業の対象である一都三県というのは、日本のある種のシンボルでもございます。それだけに、確実に進めていかなければならないと私どもは考えております。一都三県のPCB廃棄物の処理につきましては、江東区、東京都のご指導のもとで、環境影響評価、あるいは産業廃棄物処理施設の設置許可などの手続を既に終え、現在、工場を建設しているところでございます。改めて深くお礼を申し上げます。

この事業を東京都で受け入れていただくにあたっては、東京都知事及び江東区長から示された幾つかの受入条件がございました。これを踏まえて事業を進めておりますが、特に安全性の確保と環境の保全ということには万全を期してまいり所存でございますし、情報の公開ということにつきましても十分な取組をしまいいりたいと考えております。

この事業の実施に際しましては、私どもの会社の組織の中に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物事業検討委員会というものを設置いたしまして、節目節目で外部の専門家の方々にご指導、ご助言をいただきながら、工場建設あるいは操業計画というものを立ててきているところでございます。さらに、この東京事業につきましては、検討委員会のもとに、検討委員会の委員長であります早稲田大学の永田先生を主査といたします東京事業部会も設置いたしまして、施設の計画段階から運転段階に至るまで詳しく専門的なご指導・ご助言をいただいているところでございます。重ねて、本環境安全委員会におきましては、後ほどこの委員会の役割、あるいはお願いごと、さまざまご説明をさせていただきますけれども、事業にあたっての操業の安全性とか、環境保全といったことにつきまして、さまざまな方面からの忌憚のないご意見・ご助言をいただきたいと存じます。その上で、私どもの操業において、安全性と環境保全に万全を尽くしてまいりたい、と考えておりますので、ひとつぜひ積極的なご意見・ご助言を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

司 会： 次に、本日は環境省廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課の山本補佐にご出席をいただいておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

山本補佐（環境省）： 環境省産業廃棄物課課長補佐の山本でございます。本日は、お忙しい中、環境安全委員会の委員にご就任いただきまして、改めて感謝申し上げます。

また、日頃から廃棄物の処理につきましてご理解、ご協力いただきまして、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

本事業につきましては、8月3日に起工式を行いました。その中で江東区長、また東京都副知事からもご挨拶をいただきました。江東区長の言葉をかりれば、PCBの処理事業については、苦渋の決断を踏まえて受け入れを行ったというものでございます。そういったことで、PCBの処理事業については、安全で、かつ信頼される事業を行っていくということが、この事業を進めていく中で非常に大きなテーマになっているわけでございます。環境省におきましても、今、全国で5事業、PCBの処理事業を進める計

画であり、日本環境安全事業株式会社を活用して、この10年で安全かつ確実に処理を進めることとしております。この東京事業につきましては、日本の首都圏におけるPCB廃棄物を安全に、かつ確実に処理していくということを、江東区、また東京都の関係者の方々にご理解いただき、また、処理について安心感を持っていただくということが非常に重要でございますので、この環境安全委員会におきましても、ぜひ委員の皆様方におかれましては忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。安全委員会の大切さにつきましてご理解頂き、安全で信頼される事業が図られますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

司 会： ありがとうございます。次に、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会の目的等について、木村事業部長から説明させていただきます。

JESCO（木村）： 日本環境安全事業株式会社事業部長の木村でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料2と資料3をご覧ください。東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会の設置要綱が資料3でございまして、資料2は、それをまとめたものでございます。資料3をご参照いただきながら、主に資料2のほうで説明させていただきたいと思っております。

この環境安全委員会の目的ですが、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業につきまして、住民代表、行政、専門家及び日本環境安全事業株式会社が事業運営に関する情報を共有し、相互に意見交換をすること等により、安全で信頼できる事業推進を図ることを目的とするということにさせていただいております。その関係を下に簡単に図示いたしました。この四者が協力して情報の共有化を図りながら、安全で信頼できる事業推進を図っていくことを目指しているわけでございます。

それから、次に委員会の構成ですが、資料3の設置要綱の第3条で「住民代表、専門家、江東区、東京都等で構成する15名以内の委員」ということにさせていただいております。本日、ご欠席の方も含めまして、委員は13名ということにさせていただいております。専門家・学識経験者ということで5名の方にご参加いただいております。それから、住民代表ということで江東区議会からお二方、町会代表ということでお二方、行政機関からは東京都からお二方、江東区からお二方、ご参加いただいております。それから、任期ですが、これも要綱のほうで2年とさせていただいております。

次に、3の活動内容ですが、環境安全委員会は、次の事項について討議するというこ

とにさせていただいておりますが、3つございますが、まず 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の操業に関する事項、次に、東京PCB処理施設に係る環境の調査に関する事項、3番目として、この2つの事項に掲げる事項のほか、安全の確保及び生活環境の保全に関する事項ということにさせていただいております。(2)では、日本環境安全事業株式会社は、この討議内容を踏まえ適切に対処していくということでございます、その対処した結果につきまして環境安全委員会に報告させていただくということを書いてございます。

それから、4の委員会の開催時期につきましては、資料3の設置要綱では、第5条「招集等」のところで「環境安全委員会の開催は、委員長が日本環境安全事業株式と協議の上、招集する」とさせていただいております。実際には、資料2の2ページの4のところにありますように、処理事業の進捗状況に応じ、節目の時期に開催させていただくということで、年に2～3回ぐらいになろうかと思えます。ただし、緊急の案件が生じた場合など、委員の要請により、当初の予定のほかに、さらに追加で開催することももちろん可能でございます。

それから、この事業全体が情報公開ということを非常に重視しております。この委員会につきましても、情報公開としては、まずこの会議自体を公開で行わせていただくということで、本日も傍聴席を設置させていただいております。それから、議事内容を公開するというので、当社のホームページなどで公表させていただきたいと思っております。それから、資料の公開ということで、委員会の資料を傍聴者に配付させていただく、あるいは当社のホームページに掲載させていただくことを考えております。

少し前後しますが、3ページから東京都のPCB処理事業の受入条件と、6ページからは江東区のPCB処理事業の受入条件というものを付けさせていただいております。この事業を進めるに当たりまして、当社といたしまして、地元の住民の方々、それから自治体のご指導をいただきながらやっております、先ほどの取締役の挨拶の中にもありましたが、東京都、江東区から受入条件をお示しいただいております。この中で、本委員会に関係するところをご紹介しますと、4ページのところに、これはまず東京都の受入条件ですが、(3)「安全確保体制の構築」の、ア「環境安全委員会(仮称)の設置」というところがございます。「環境事業団は、」と書いていますが、これは当社の前身でございます、当初は環境事業団と称しておりました。当社、日本環境安全事業株式会社に読みかえていただければと思いますが、環境事業団は、PCB無害化処理施設の運営に当たって、住民代表、専門家、地元区、東京都等で構成する「環境安全委員

会（仮称）」を設置し、施設の稼働状況、事故・故障・災害への対応マニュアルなどの確実な履行について説明を行い、安全性の確保等について理解を得ることとなっております。

それから、6ページの江東区の受入条件では、一番最後、7ページの8番ですが、以上のことを担保するため、東京都、事業者、本区、区民など関係者で構成する協議機関を設置し、常に安全性の検証ができる体制にすることということになっております。これら2つの受入条件を踏まえての環境安全委員会の設置ということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、本委員会の設置につきましてご説明させていただきました。

司 会： 本日の委員会は第一回目の委員会となりますので、委員の方々を私のほうからご紹介させていただきます。

（出席委員の紹介）

（岩崎委員、村山委員欠席の報告）

（環境省出席者紹介）

（JESCO役職員紹介）

次に、委員会の委員長の選出でございますけれども、設置要綱では、本来、委員の互選によって選出いただくところでございますけれども、既に各委員には事前にご相談申し上げましたように、事務局といたしましては中杉先生に委員長をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

（「異義なし」の声あり）

司 会： 本日の委員会でございますけれども、まず、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の経緯についてご報告し、次いで東京PCB廃棄物処理施設の概要、さらには環境影響評価の概要、そして東京PCB廃棄物処理施設の建設の状況についてご説明申し上げ、ご意見を賜りたいと考えております。

それでは、以降の議事進行を中杉先生、よろしく願いいたします。

中杉委員長： 中杉でございます。本日は私が遅れてしまったことをまずお詫び申し上げます。実は、降りる駅を乗り越しまして、それから戻ってくるのに少し時間がかかりました。万全なつもりで時間もはかってきたのですが、こういうアクシデントが起こっ

たときにどうするかというのが、まさにこの委員会の仕事ではないかというふうに考えております。先々の次の手を打っておくということが非常に重要なことだということ、委員会が始まる前に身をもって感じたところでございます。皆さんのお助けを借りて何とか務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に、配付資料の確認を事務局よりお願いします。

司 会： では、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

以上でございます。不足がございましたら、事務局のほうまでお申出ください。

なお、傍聴の皆様にあつては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」については環境省のホームページから、さちに、事業検討委員会の報告書、事業部会の報告書については当社のホームページに掲載してありますので、そこからダウンロードをお願いいたします。

以上でございます。

中杉委員長： 資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、議題に入りたいと思いますが、議題に入る前に、委員会の設置要綱第3条第3項の規定によって、「副委員長を置くこと」されております。佐古委員に副委員長をお願いしようと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、議題に入りたいと思います。議題1は「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の経緯について」です。事務局から資料のご説明をお願いいたします。

J E S C O (湯浅) : それでは、資料4の「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の経緯」についてご説明させていただきます。

昭和43年にP C Bは、北九州を中心に発生したカネミ油症事件でその毒性が大きな社会問題化し、昭和46年6月施行の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、製造、輸入及び新たな使用が原則禁止されました。しかし、その後、P C B廃棄物は処理施設の整備が進まず、約30年の長期にわたり事業者による保管が続けられ、その間、保管中の廃棄物が紛失し、または行方不明になったことなどから、P C B廃棄物による環境汚染の拡大が懸念され、早急な処理施設の整備が求められてきました。

平成12年6月から12月にかけて、東京都は、都内の事業者が保管しているPCB廃棄物の適正な処理のあり方を検討するため、PCB適正処理検討委員会を設置いたしました。この間、八王子の小学校で蛍光灯用の安定器が破裂し、PCBが飛散する事故が発生いたしました。国際的には、平成13年5月に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の調印が行われ、PCBやDDTなどの残留性の高い有機汚染物質を地上からなくす取組みが進められることとなりました。

このような中で、平成13年6月にPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が施行され、併せて、当社の前身でございます環境事業団に関して環境事業団法の改正が行われました。これらの法の整備によりPCBを保管する事業者は、平成28年7月までの一定期間にPCB廃棄物を適正処分することが義務づけられ、また、環境事業団が広域的な処理施設の整備及び処理業務を行う仕組みが創設されました。平成14年4月、国が東京都にPCB処理事業の受入れを要請し、それを受けて東京都は安全性の確保に係る受入条件を、これについては先ほどご説明しました資料2の参考1にございますが、遵守することを前提に、スーパーエコタウン事業の一環として受入れを表明されました。

平成14年10月、この東京都の受入表明を受けて、環境事業団は早稲田大学の永田先生を主査として東京事業部会を設立し、11月に環境省の事業認可を得て、本日の参考資料7にございます東京事業部会の報告書を取りまとめたところでございます。

平成15年1月には、この東京事業部会の報告書を踏まえた設計・施工内容を条件として盛り込んで、工事発注公告を行い、5月に東京PCB廃棄物処理施設設置工事を、三菱重工・類設計室異工種建設工事共同企業体と契約し、また、低濃度プラントの設計業務を東京電力株式会社と契約いたしました。

一方、行政手続としては、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可申請、都市計画法に基づく都市計画決定手続などの行政手続を行いました。なお、環境影響評価手続については、15年11月に住民説明会を二回開催させていただいたところです。この環境影響評価については、後ほどご説明させていただきます。

平成16年度に入りまして、4月には環境事業団が解散し、新しく設立された日本環境安全事業株式会社がPCB処理事業を承継いたしました。また、同4月には環境影響評価書を提出し、5月には東京都港湾局と事業用地借地契約を締結し、6月には東京都から産業廃棄物処理施設設置許可、都市計画事業承認をいただいたところでございます。

また、6月に東京PCB廃棄物処理施設低濃度プラント設置工事を、東電環境エンジ

ニアリング株式会社と契約いたしました。その後、8月には江東区、東京都、環境省の関係者にもご臨席をいただき、起工式を取り行いました。現在の工事の進捗状況についても、後ほどご説明させていただきます。

少し前後いたしますけれども、平成16年7月に、一都三県八市の関係自治体による首都圏広域協議会が設立されました。来月には第3回協議会が開催される予定でございます。この広域協議会においては、PCB廃棄物処理の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集・運搬に関する事項、PCB廃棄物の処理計画に関する事項などの検討を行っており、この検討結果は、環境安全委員会にもご報告し、ご意見等をいただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、**「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の経緯」**についてご説明させていただきました。

中杉委員長： これまでの経過についてのご説明でございます。何かご質問がございましたら、よろしいでしょうか。

柴田委員： 今、ご説明がありました16年7月の首都圏広域協議会と本環境安全委員会との関係はどう考えたらいいのでしょうか。

JESCO（木村）： 首都圏広域協議会ですが、これは東京事業が担当しております一都三県にあります自治体の方々にお集まりいただいて開催しているものでございまして、この協議会におきまして、当社の施設にPCBを運び入れるに当たっての基準であるとか、運び入れの順序などについて行政の立場からいろいろご協議いただいているということでありまして、私どもはこれにオブザーバーとして参加させていただいております。本日の委員会でございますが、この委員会は、この事業を実施するに当たりまして、特に住民代表の方々、行政の方々に専門家の方々を加えまして、この事業運営に関する情報を共有し、相互に意見交換するということで設置させていただいております。先ほど申しましたように、関係行政機関の集まりであります首都圏広域協議会の協議結果につきましても、この委員会に適宜報告させていただきたいと考えております。

柴田委員： そうすると、首都圏広域協議会の主要なメンバーは、首都圏の行政の方々が主要なメンバーとして行っているということですか。

JESCO（木村）： そうです。

柴田委員： 簡単でいいですが、大体どんな構成で、何人ぐらいのメンバーかわかりますか。

JESCO（大出）： 広域協議会は、処理対象地域である東京都、神奈川県、千葉県、

埼玉県の一都三県及び保健所設置市、これは廃掃法上の政令市ということで、その市が今回は8市ございます。そのほかに、オブザーバーということで次回から江東区にもご参加いただくことで進めております。以上でございます。

中杉委員長： よろしいでしょうか。今のご質問に関連して私のほうから確認ですが、ここの委員会で議論する範囲ですが、今、広域協議会で収集・運搬のところについての協議をされているというご説明でしたけれども、これについてはご報告を受けるということは先ほど伺いましたが、ここで審議というか、評価をしていくというようなことは対象になっているのか、なっていないのか、そこだけはっきりさせていただけないでしょうか。ご報告いただいたときに、いろいろご意見が出ると思うのですが、その結果がどういう意味を持っているかというのははっきりさせておいたほうがいいように思いますので。

JESCO(木村)： まず、この委員会でご討議いただいた内容をどう反映させていくかということですが、それにつきましては、資料2のところでご説明申し上げましたように、ここでの討議内容、ご意見を踏まえ、当社として責任をもってそれに対処していきたいということでございまして、その結果については環境安全委員会に報告させていただくということでございます。それでは、どういうことをご討議いただくかについては、その前段のところからまで挙げさせていただいております。が施設の操業に関する事項で、が施設に係る環境の調査に関する事項、この2つが中心であるというふうには考えておりますが、で前各号に掲げる事項のほか、安全の確保及び生活環境の保全に関する事項ということがございますので、関連して収集・運搬に関する事項についてご報告もさせていただきますし、ご意見を賜る機会もあるかというふうに思っております。

林田委員： 私は東京都の環境局のものですが、首都圏広域協議会の事務局をやっております。その点から1つ補足させていただきますと、首都圏広域協議会では、収集・運搬に係るものが主となりますが、基本的に施設への搬入については地元区なり住民の方のご意見を尊重しないとならないと思っております。搬入条件については地元区なり住民の方のご意見を最優先と考えております。ですから、広域協議会に参加している自治体に対しても事情は伝えておりますので、こちらでご意見が出たことについては伝えていきますし、実施していきたいと考えております。

中杉委員長： 細かいところでは今後、いろいろ出てくるでしょうけれども、先ほど事務局からの説明にあったように、ここの委員会ではとりあえず幅広く討議させていただ

くということで、収集・運搬に関しても、この委員会にご報告いただいて少し議論をしていくということに今はとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

上田委員： 私は地元住民を代表して参加している者です。豊洲地区というのは江東区南部地区にありまして、特にごみ処理の関係では、23区内の生活様式の一番基礎になります「ごみ」の最終処分場を持っておりました。そのときに、処分場の拡大が不可能であるとか、これ以上は東京湾海面処分はできないとか、いろいろなことをおっしゃっておいででした。それから、23区の中で、いわゆるごみ戦争については、それぞれの区が自区内処理というのを原則にして終結していったことは皆さんご存じのところですよ。

ここに出ていることで何点かお聞きしたいのですが、先ほどの説明で出てきた東京電力の関連について説明いただきたい。東京電力は、たしかガス化溶融という施設を中央防波堤埋立地内につくるということでアセスが行われたがこれとの関係がはっきりしない。

それから、アセスの住民説明会ですが、どのように開催されたのか教えていただきたい。

JESCO（立圃）： 東京電力の関連というお話がございました。中央防波堤内側埋立地内の事業に関しての東京電力の関係について説明が不足していたかと思えますけれども、当社事業、東京PCB廃棄物処理施設の建設事業の中で、東京電力の関連は、後ほど施設の内容等をご説明いたしますが、この中で、東京電力が現在、東京都内に保有している柱上トランス、電柱の上に立っているトランスですが、この中の絶縁油に微量にPCBが入っているため、これを処理する施設を合わせて建設するわけですが、東京電力はこの点で関係してきます。また、先ほど上田委員が話された東京電力関連の中防内の施設というのは、本施設の隣接の場所に、臨界リサイクルパワーという名前で、東京電力等が出資して、廃プラのガス化溶融発電の施設を建設途中だと思います。これは、本施設と同様に、東京都の条例アセスの対象になっておりまして、住民説明会等の手続を踏んでおります。当社の施設も、それに前後して、アセスの手続として住民説明会を行なったものでございます。平成15年の11月7日に1回目の住民説明会を枝川区民会館で行ないました。2回目は11月12日、これは、より建設現場に近い青海フロンティアビルの会議室で説明会を行いまして、参加住民は1回目で約35名、2回目で約48名で、環境評価書案についてご説明させていただきました。

中杉委員長： よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。次の議題は「東京PCB廃棄物処理施設

の概要」でございます。事務局から資料のご説明をお願いいたします。

J E S C O (山内) : それでは、P C B 廃棄物処理施設の概要について、お手元の配布資料5でご説明させていただきます。

なお、時間の制約がございますので、配布いたしました資料のうち要約でご説明させていただくということをご了解いただきたいと思います。

まず、表紙の絵でございますが、これは完成予想図でございます。幅が約60m、奥行き(長さ)が約200m、高さ40mで、基本的には3階構造で、一部5階建て構造となっております。

次に、3ページをお願いいたします。ここにあります写真が今回、東京事業の処理施設で処理する廃棄物の例でございます。高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器、それから先ほど話にありました柱上トランスでございます。

次に、4ページをお願いいたします。これは見開きで、右側に写真があると思いますので、この両方でご説明させていただきます。まず、場所ですが、ここでございますように、一番左側のほうがレインボブリッジでございます。そして、施設予定地は、4ページのところにあります江東区の青海二丁目の地先、中央防波堤内側埋立地内でございます。敷地面積は約30,500m²、建築面積が約13,000m²でございます。事業内容は、一都三県の区域内に存するP C B 廃棄物を処理し、これに含まれるP C B 及び東京都内分の柱上トランス絶縁油に微量に混入したP C B の分解処理を行うこととでございます。処理能力は、P C B 換算で1日2tでございます。そして、先ほど話がありましたように、この7月から工事を始めておりまして、操業開始予定年月日とは来年の11月の予定でございます。

次に、9ページをお願いいたします。ここにありますのは施設の設計思想でございますが、本施設のP C B の処理は、先ほど来からご説明いたしましたトランスとか、コンデンサ、これらを受け入れまして、まず中に入っている油を抜いたり、その容器とか、躯体を洗浄し、完全にP C B を除去いたしまして、金属物につきましてはリサイクルに回し、そして、内容物につきましては、さらにこれを洗浄し無害化していくこととでございます。そして、除去した油につきましては、これからご説明いたしますように、P C B そのものを無害化処理いたします。処理は一連の工程でございますので、

この一連の工程を受入れから液処理まで整合性を持ってやっていこうといったことから、総合エンジニアリングに全体を調整させるという方向で進めていきまして、まず最初に、安全確実なP C B 処理方法を採用し、そして情報公開をしっかりやっていって、

さらに、施設づくり方といたしましては、リスクマネジメントの考え方にのっとり、フェイルセーフとか、セーフティネット、こういった多重の安全対策を講じてまいります。そうすることによって、一都三県の区域内のトランス、コンデンサ、安定器などを安全確実に無害化処理するというところでございます。そして、処理したものは最大限リサイクルするという考えでございます。これが施設の設計思想でございます。

次、10ページをお願いいたします。この施設の特徴ですが、この番号 から のとおり、今回の高濃度のPCB処理につきましては、安全確実にPCBを分解するということで水熱酸化分解処理を採用いたしております。そして2番目としては、詳細な安全解析に基づく安全設計といたしましては、まず解析結果を反映して多重の安全対策をとるとともに、各分野の専門家先生のご意見を反映していくといった、専門家による指導体制をとっております。そして、設備としましては、トランスなどの中にも含まれる紙とか木など、こういったPCBを含んでいる含浸物やウエスなどについてもこれを細かく砕いてスラリー化して水熱分解にもって行って処理するというふうにして残渣物を極小化することとしております。また、高圧トランス、コンデンサに加えて、小型ではございますが、蛍光灯の安定器なども一括して効率的に処理できるように配慮してございます。

また、PCBが微量、これは最大でも50ppmでございますが、微量に混入しておりますが、柱上トランスの絶縁油につきましても、安全確実に処理し、リサイクルできるような処理ラインを併設いたしております。そしてさらに、主要な設備については見学可能とするなどの情報公開型施設設計としております。

以上が施設の特徴でございます。

つぎに11ページをお願いいたします。このPCB処理施設の概要についてでございますが、後ほどフローについてご説明させていただきますが、まず左側のところに括弧でくくってございますように、全体といたしましては、高濃度のPCB処理設備、低濃度のPCB処理設備、操業管理設備、モニタリング設備、分析設備、そして情報公開設備、こういったもので構成されておまして、まず一番上の高濃度のPCB処理設備でございますが、これはトランスとか、コンデンサなど、運ばれてきましたものからPCB等の油を抜く、そして解体する、洗浄、こういったことを行います。さらには、一括破碎とか、洗浄により蛍光灯安定器のPCBを除去する。このような工程を前処理と呼んでいます。そして、前処理で抜いたPCBと、スラリー化した含浸物のPCBを水熱酸化分解により無害化処理を行う液処理設備、こういった大きく2つのもので高濃度PCB処理設備は構成されております。

次に、低濃度のPCB処理設備ですが、PCBが微量に混入した柱上トランスの絶縁油を化学抽出分解により無害化処理する設備でございます。PCBの処理の完了を確認したり、排水、排気について、モニタリングなどによる安全性の確保及び環境の保全を図るため、操業管理設備、モニタリング設備、分析設備等々がございます。

そして、一番下で示す情報公開設備といたしましては、後ほどご説明いたしますけれども、施設内の見学ルート、あるいは情報公開ルームなどの整備による地域住民への積極的な情報公開を行っていく、こういったものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。これからご説明させていただきますのは高濃度と低濃度のフローでございます。まず高濃度フローですが、一番上にあります緑の部分に示すように、全体としては受入・保管設備、そして前処理設備、そして真ん中の水熱酸化分解反応器と書いてあります分解設備、そして払出し設備、こういった工程で構成されていまして、高圧トランス、高圧コンデンサなどにつきましては、構造にもよりまずけれども、トランスの場合であれば先に油を抜いて、そして、その中を予備洗浄し、そして解体・分別していく。そして、解体・分別したのにつまましては、1次、2次洗浄等々を行って無害化処理をしていくということです。特に、高圧コンデンサにつきましては、構造上、これをまず最初に液中で切断して油を抜き、そして解体、予備洗浄を行っていく。そして、その中にあります充填物、素子についてアルミの分別などを行っていくものでございます。分別されました紙とか木とかアルミ、これらにつきましては、真空加熱し、スラリー化いたします。

一方、真ん中のところに廃PCBと書いたドラム缶の絵がございまして、液体で受け入れることも考えておりまして、トランス等から抜油した油と一緒にPCBタンクに入り、分解設備でPCBを分解、無害化していきます。一番下にあります安定器につきましても、最初に破砕いたしまして予備洗浄し、そののち内容物を分別し、油はやはり水熱酸化分解設備に、充填物については、ここにありますようにアルミ、紙、そういったものを分別して処理します。PCBなどの有機物は基本的に高濃度処理工程では炭酸ガスとNaCl、排水として、公共下水道へ放出することとしております。また、鉄・銅・アルミ等につきましては、無害化処理して極力リサイクルいたします。

次に、低濃度処理でございますが、これは先ほど来からご説明していますように、処理の対象といたしましては、柱上トランスの中のPCBを微量に含む絶縁油を安全かつ効率的に分解処理し、絶縁油はリサイクル油として回収するという設備でございます。工程といたしましては、受入れ、抜油、保管設備、それから分解設備、回収設備、排水

処理設備となっています。まず、抜油装置において、搬入された柱上トランスを抜油しまして、油を抜いた後のトランス容器につきましては、既に稼働している、東京電力の川崎のリサイクルセンターに搬入し、処理されます。抜いた絶縁油につきましては、絶縁油と溶媒、それから苛性ソーダであるアルカリと分解槽の中で反応を行い、PCBの塩素をNaClに変えて、無害化した油として回収するものでございまして、分解済油タンクにおいてPCB含有量が基準以下であることを確認して次の工程に移します。そして、次に、この油の中にあります溶媒、あるいは反応の残りの苛性ソーダ、塩、これらを回収しまして、PCBにつきましてはピフェニールとして絶縁油に含まれ、東京電力の火力発電所の燃料として再利用することとしています。

次に、14ページをお願いいたします。これは管理区分の考え方でございますが、処理施設の作業内容と作業環境から、管理しなければならないレベルについて、それぞれ左側にありますように一般PCB廃棄物取扱区域、それから、レベル1からレベル3、このように管理区分を設定しまして、それぞれの中の作業環境の対応について、例えば保護具のセット、あるいは排気の方法等について区分を設定しております。

次に、18ページをお願いいたします。これは安全設計の概要でございますが、丸が4つありますが、一番下のプロセス安全設計でございます。まず本質的に安全なものにし、そして、それを補完するということで操業管理システムでカバーし、考え方といたしましては、誤動作やミスが事故に直結しないように、多重チェックや安全側に作動するといったような考え方のフェイルセーフ、さらにはセーフティネットと申しまして、万一トラブルが発生しても、PCBが系外に出ないように最小限に抑える対策をとっています。さらに、こういった考え方と併せまして、関係機関との連携を行い情報公開を行うことにより、外側からも見えるようにするという。そしてさらには、管理体制の整備ということで、運転マニュアル等を整備して管理がマニュアルどおり行われるようにして、もし不足とか不都合等があれば改善していくといった考え方でございます。さらには、作業者の安全を確保するといった考え方でございます。

次に、19ページをお願いいたします。これは今お話ししたものを絵に示したものでございますが、この絵は真ん中のオイルパンと書いてあるところにトランスを置いて、中の油を除去することを想定しています。まず、一番上のところに負圧管理とありますが、周囲の大気圧よりもこの部屋の圧力を下げて、外側にPCBが漏洩しないように配慮されています。そして次に、トランスの上にはさらにPCBの蒸気が拡散しないように局所排気を設け、そして、その局所排気から排気処理装置でPCBを削減し、さらにセー

フティーネットとしての活性炭を通して排気することとしています。さらに、その状況につきましては、オンラインモニタリングにより、作業環境及び排気中のPCB濃度を測定することとしております。そして、床には、万が一PCBが漏れたとしても外へ出ていかないようにしようということで、オイルパン、さらには床は不浸透性の床を使用し、そして防油堤を設けて、万々がーでも外に漏洩しないようにするといったような考え方でこの設備を計画しております。

次に21ページをお願いいたします。作業者の安全確保ということでございますが、左側で1番には、予備洗浄の徹底などによる安全確保ということで、まずトランスの解体作業は予備洗浄の徹底によりPCBを十分除去した上で行い、また、先ほどありましたように解体作業を行う場所では局所排気を行うとともに、オンラインモニタリングで作業環境を監視いたします。そして、2番は遠隔操作による安全確保ということで、たとえばコンデンサの解体作業は密閉された液中切断装置室内で行い、作業者はその装置の室外から遠隔操作を行うなど作業者の安全を確保いたします。

次に22ページでございますが、これは高濃度の液処理の部分でございますが、特に、反応条件につきましてご説明いたします。まず、左側のほうに 、 、 とございますが、 として、PCB 1に対し約60倍の水を投入することによって、反応熱を水で吸収し、温度上昇を少なくするという。そして、万が一の場合、PCB供給を停止すれば、発熱源がなくなるために温度は低下するという。 として、PCBと水、水酸化ナトリウムをあらかじめ混合することによって、偏り等々をなくして、反応を均一で局所的な温度上昇をなくすということを示しています。さらに、 としては十分な反応時間を確保するため補助反応器を設置しています。

次に、27ページをお願いいたします。これは、先ほどもお話ししました排気処理についての考え方でございますが、今回のプラントは大気汚染防止法等の規制の対象となる排ガスは発生しませんが、PCBを扱うといったことで、グローブボックスの局所排気などは、適切な排気処理を行い、さらに活性炭を通すこととしています。

次に29ページをお願いいたします。このように処理が確実に行われて、PCBが系外に漏洩していないことを確認するために排気のモニタリングを行いますが、発生源としましては、左側のほうにありますように、それぞれ高濃度PCB処理における洗浄装置とか、グローブボックス、加熱炉、このように濃度の高いPCBが発生するところにつきましては、排気処理を行ってから活性炭を通して放出することとしています。そして、解体とか水熱酸化分解につきましては、活性炭を2回通して放出いたします。さらに、

低濃度PCB処理工程でも活性炭をとおして処理いたします。また、換気・空調については、管理レベル3というのは、除洗室とか、こういったところでございますが、活性炭を2度とおして処理することとしています。

赤いM印はオンラインで連続的にモニタリングする箇所、S印の箇所はオフラインで分析して確認するところでございます。

30ページをお願いいたします。排水のモニタリングでございます。これにつきましては、排水が発生する水熱酸化分解の気液分離水につきましては、処理液バッファタンクというところで、分解反応の都度、きちんと分解が完了していることを確認した上で、活性炭を通しまして排出することになっています。そのほか、低濃度PCB処理工程からの排水につきましても、排水処理設備で処理を行った上で公共下水道に放流いたします。サンプリングポイントは赤い丸印の部分でございます。

次に、31ページをお願いいたします。緊急時の対応でございますが、基本的には、まずマニュアルなどによる対応策を明確化するということがあります。そして、緊急連絡体制を整備するということ。こういったようなことでございますが、具体的には、こういったケースを考えておるかと申しますと、地震、浸水、停電、断水、事故、こういったことが想定しております。例えば地震については、設定震度を超える場合、施設を緊急停止できるようにしております。停電については、基本的には施設は止めるわけでございますが、安全に止めるために必要な無停電電源装置とか、非常用発電装置、こういったものを設置しています。

次に、35ページをお願いいたします。情報公開の推進でございますが、東京都におけるPCB処理事業の受入条件として、ここに示すように、PCB処理に係る法令等、施設の稼働状況、それから事故などの情報の公開を行うとともに、施設公開などを実施することとされています。これを受けまして、情報公開の施設を充実させています。

次のページをお願いします。情報公開施設の内容でございますが、まず大きく分けまして、ここに示しましたように、見学ルート、プレゼンテーションルーム、情報公開ルームなどを備えています。見学ルートと申しますのは主要な工程を見学できるようなルートでございます。プレゼンテーションルームは、施設の概要、そしてPCB処理の安全性などの情報について説明する施設でございます。情報公開ルームは、運転状況とか、モニタリングの状況などをリアルタイムで表示するようになっています。

以上、ご説明させていただきましたけれども、施設の設計にあたりましては、信頼され、安心感のある安全な施設ということを心がけております。以上でご説明を終わらせ

ていただきます。

中杉委員長： 専門的な内容を含んだ膨大な資料を短い時間でご説明いただきましたので、なかなか十分なご理解をいただくまでに至っていないかもしれませんが、とりあえずご質問がございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員： 専門的な内容でわからないので本当に初歩的な質問になるのですが、今、処理施設の内容を具体的に説明いただきました。率直に言って、我々は素人ですからわからない。ただ、これだけのいろいろな諸先生の指導を受けて施設を計画立案し進めているわけですから、安全性というものについては自信をもっておるとの説明でありました。反面、これだけの処理施設を膨大な経費をかけてセットするわけですから、PCBというのがいかに危険な物質だということも私どもは理解されるわけです。そこで、施設にPCB廃棄物を運搬してくる問題は環境アセスのところで行うのでしょうか。

中杉委員長： 運搬の問題は先ほどの広域協議会のほうで議論をしておられるので、今後、それを踏まえて、どんな形ということでお話をいただいて、それを議論させていただくことになると思います。

鈴木委員： では、意見だけ。工場へ持ってきたPCBを処理するということについては今のご説明で理解できるのですが、それだけ危険な物質を一都三県から持ってきて、その運搬の途中で運搬車両に事故が起きたときはどうなるのだろう。その地域の沿道の人はどのくらい広範囲の影響があるのかどうか。それから、特に地元区ですから、やはり地元には運搬しているPCBをどういう方法で、どこを通過して工場へ持ってくるのかとか、そういった心配ごとがたくさんあるわけです。次回、そういった運搬経路を含めたものを持ってきていただきたい。そのときにまた議論させていただきますが、いずれにしても、私どもの区は、先ほど連合町会長からお話ししたとおり、昭和46年以降、ごみ問題では先進区といわれているほど、嫌な施設ばかり、言葉は悪いのですが、迷惑施設ばかりくるんですよ。臨海部ですから、当然、ほかの地域、内陸部ではなかなかそういった施設がないと。それで、今回も区長さんも苦渋の選択と。区民全体がそういった気持ちを持っておりますから、安全性の問題には十分配慮した進め方をしていただきたいと思います。

中杉委員長： いかがでしょうか。

柴田委員： 2点お聞きいたします。1点目は、PCBを含んでいる高圧トランス、コンデンサ、安定器等が全国的に一体どのくらいの量がどこにどうあるのか。基本的なことをまず我々はわかっていないので、できればそこら辺の資料を次回なら次回にご説明

いただきたい。また、今回、我々のところにつくられる東京の施設は一都三県のPCB廃棄物が処理されるということですが、実際にはこれはどこら辺のものをどう運んでくるのかということについて、我々素人にもわかるような形でぜひご説明をお願いしたい。

あと、その中で高圧トランスとか、いろいろありますが、大体どのようなものが一番量があって、一番処理が大変なのかとか、そういうことも教えてもらいたい。高圧トランスと低濃度のトランスと、どのぐらいの量がどうなっているのか、その辺のことを教えてもらいたい。

2点目は、当然、作業をする作業員の安全確保は十分考えていらっしゃると思うのですが、下請とか孫請という方々が実際には作業をされるということもあると思います。そういう方々に対する教育というのは本当に大丈夫なのかどうか。いつも我々がテレビで見ている、原子力の問題などもそうですが、実際に被害を受けているのは孫請の会社とか、そういうところの作業員が危ない目に遭っているというケースを耳にします。その辺についてご説明のできる範囲でお願いをしたいと思います。

中杉委員長： いかがでしょう。今の段階でお答えいただけるものはお答えいただいて、もし後ほどということであれば次回以降ということをお願いします。

JESCO(大出)： 細かい数字は今は持ち合わせていないので申しわけないのですが、鈴木先生からPCBについてずいぶん危険なものだという印象をお持ちだということですが、確かに日本の場合に、PCBというのは、カネミ油症事件がありました。これは世界的に稀な事件だったということで、同じような事件は、日本と台湾にしか起きなかった非常に稀な事件だったと思います。そういう意味で、PCBについて、極めて危険ではないかというご認識があるかと思うのですが、PCBについて若干お時間をいただいて、その危険性について数字的にご説明したいと思います。

PCBに危険性というのは2つ種類があるのだろうと思っています。

1つは、急性の毒性、これはPCBを口に入れたときにどれだけ危険かという問題でございます。PCBについては、体重の1kg当たりで1~5gぐらい吸収すると、吸収したラットの、半分ぐらいが死ぬという急性毒性でございます。例えばフグの毒とか、サリン、あるいは青酸カリなどでは、オーダーがさらに 10^{-5} gぐらいの単位になります。PCBの急性毒性というのは、例えば殺虫剤、家庭にありますパラゾールとかという商品名になりますけれども、急性毒性はその程度とされています。ただ、そうは言っても、それは確かにカネミ油症事件という不幸な事件がありましたので、これは安全だということはありませんけれども、急性毒性としてはこの程度ということでございます。

それから、同じ毒性の中で慢性の毒性があるかと思います。これは、長時間それを摂取した場合の毒性であります。まさにカネミ油症などは慢性の毒性があったかと思うのですが、これについても、体重1kg当たりでいきますと、5μgでございますので、仮に人間がずっと一生涯それを摂り続けても、このぐらいのオーダーであれば問題はないということでございます。ただ、トランス、コンデンサの中には、PCBのほかにはいわゆるダイオキシン類に含まれるコプラナPCBというのが数%含まれています。ですから、そういう意味では全く安全ということではないということでありまして、先生のご心配のような、これがすぐに何かとんでもないことが起きるといようなものではないだろうと認識しております。収集・運搬についても、国がつくったガイドライン等で収集・運搬で事故があったときに、まず、吸収材といったもので漏れを防止し、もし万が一、荷台のほうからそれが流れた場合には、すぐに拭き取る。そういった作業を緊急にやるということで、そこは一体的、一時的にとんでもないことが起きるといようなことは、ガイドライン上も想定はしていないということで、ある程度のご理解をいただけるのかなと思っております。

それから、柴田先生からお話にありました高圧トランスとか、コンデンサ、あるいは柱上トランスなどが、全国的にはどのぐらい存在しているのかということについては、今、手元に詳細な資料がないので、次回に資料等を作成させていただければと思っております。

それから、実際の作業者について、これは今後別の機会に作業の詳細、作業の安全についてはご説明申し上げたいと思いますが、先生のご指摘は、単なるそういったものではなくて、作業者の重層的な下請、孫請関係、そういったことに対するご指摘だと思います。これについては、まだ運転を委託する会社、これは我々は、実際の作業者については会社に委託しようと思っておりますが、まだ具体的に決まっておりません。今、先生のご指摘の下請、孫請が重階層になって、結局、責任がそこに押しつけられるような形で運転されるのではないかとこの点につきましては、そういったことについては厳に慎むということですが、詳細については運転委託会社がより具体になりました段階でご説明申し上げたいと考えております。以上でございます。

織委員： 私も、この説明はコンパクトによくまとまっていると思うのですが、でも、やはり分かりにくく、難しいと思います。多分、わかりにくい点が2点ありまして、1つは全体像が見えないということです。全体像が見えないということは、終わりがどうなっているかが見えないのです。PCBはほかの産業廃棄物と違う大きな特徴が

あって、それは処理の対象となる量が有限であるという点が非常に大きいと思うのです。これは住民の方に絶対ご理解していただかねばならない部分ですが、そこがすごく抜けているのです。ですから、もうすでに製造、使用が禁止されている中で、この施設をつくって処理を行うということです。そうすると、先ほどご質問がでたのですけれども、量との関係がやはり示されるべきだと思うのです。大体これぐらいの量があって、ここにこれぐらい出てきて、何年ぐらいで終わっていくということ。その後どうなっていくのか。現時点でははっきり見えないところではあるとは思いますが、やはり素人に分かってもらうには、終わりがどうなって、その後どうなっていくのか、今の段階でも示していただきたい。

それからもう1つは、やはり明記されていない部分ですが、リスクマネジメントの考え方で施設を設計・運営していくということは非常にすばらしいことだと思うのですが、もともとここで想定されているリスクがどれぐらいで、どういったものかを考えていらっしゃるかというのが最初のほうで出てこない、何のためにこんなに嚴重にやっていて、一体何を管理しているのかというのが全く理解できないのです。ですから、先ほどまさにおっしゃっていたように、逆に、これだけ嚴重にやるのだから本当に怖いものではないかという話になってしまうんですね。私、本当のことを言いますと、この工場は住民が住んでいないところですよ。そこで万が一、漏出したときのリスクというのは何を考えているのだろうと、やはり途中の運搬のほうがリスクマネジメントの観点でははるかに問題になるのではないかという気がしますので、そこら辺の説明をこのところでわかりやすくしていただければ、住民というか、一般の人にも理解しやすいのではないかと思います。

JESCO(大出)： 今、全体像が見えないということですが、全国的なレベルではなくて、東京事業でどのぐらいのものを処理しようとしているのか若干ご紹介いたします。先ほど説明がありましたように、トランスとコンデンサ、安定器、それからPCB油でございますが、一都三県分として、例えばトランスでいきますと、高圧トランスと言われているのが約4,500台弱でございます。そのほかに、高圧コンデンサ、これが約72,000台、そのほかに安定器が約200万個、そのほかにPCB油などがございます。そのほかに、同じコンデンサといっても非常に小さいコンデンサ、あるいはトランスもあります。これは数としては圧倒的に多いのですが、小型のトランスでいきますと2万台、小型の低圧のコンデンサが約85万個ぐらいあります。これらは、先ほど先生がお話のように、これは新たに製造されているわけではありませし、既に使われているものもど

んどん減っていき、大部分が現に保管されているというものでございますので、今、この計画で、東京の場合ですと、約10年間でこの処理を完全に終わることを計画しております。その後、この処理施設は基本的に撤去をするという考えでございます。

中杉委員長： よろしいでしょうか。そのほかいかがですか。

JESCO（大出）： もう一点説明いたします。リスクマネジメントで、安全性の考え方についてでございます。この安全性については、できましたら次回、施設の安全設計と安全解析、その中でご説明申し上げ、討議をいただければと思っております。

佐古委員： 技術のことで少しお聞きしたいのですけれども、まず高濃度処理のほうですけれども、これはいわゆる水熱酸化分解されるわけですね。ということは、PCBは水の中でCO₂と水に、塩素については、最初は塩酸になって、その後はアルカリがあるから、いわゆる塩になるというような反応だと思えます。そうすると、そのときに1つ心配なのは、瞬間的に塩酸が発生する可能性があるということで、腐食の問題がどうなるのかなど。特に熱水の中に酸が存在するということは、環境的にはかなり厳しくなると思うのです。それがまず1点どうなるか。

あともう1つ、水熱酸化分解の温度、圧力状況と滞留時間を教えてもらいたいのですけれども、それから話をお聞きしたいと思います。

JESCO（山内）： まず反応条件でございますが、温度370、圧力26Mpaでございます。そして、滞留時間としては2時間でございます。

次に、反応ですが、最初に水を張りまして、次に酸素、そして苛性ソーダといったものを入れまして、最初にPCBではなくて油を入れます。油と酸素でCO₂と水をまず作りまして、そして、それに苛性ソーダがくっつきまして炭酸ナトリウムになります。そして、PCBと炭酸リトリウムが水とビフェニール、NaCl、CO₂になります。そしてさらに、これが亜臨界状態でビフェニールがさらにO₂と反応しましてCO₂、水になるということで、こういった反応の順番から、塩酸そのものは発生しないということが実証実験で確認されています。なお、そうは言いましても、NaOHについても、高温状態での反応でもあり、材質面での配慮は行ってございます。

佐古委員： そうすると、この場合の材質は、特にアルカリ腐食の問題、それから高温腐食という2つを考えるとということになりますか。

JESCO（山内）： そうです。

佐古委員： それは大丈夫だということですか。

JESCO（山内）： はい。これは腐食に強いニッケルベースの材質ものを使ってお

ります。

佐古委員： 反応容器の中の水は液体状態の水でしょうか、それともガス状態になっているのでしょうか。

J E S C O (山内)： 液体状です。

佐古委員： ということは、中のスラリーは液の中に分散しているのでしょうか。

J E S C O (山内)： シリカとか、そういったものがスラッジとなりますが、スラッジとなったものにつきましては、定時的にボトムのほうで抜き出すといったことを考えております。

佐古委員： 高压の容器の中でスラリーが入って行って、閉塞したときにどうなるかというのが非常に大きな問題だと思うのです。閉塞の対策はどうなっているのでしょうか。

J E S C O (山内)： まず、運ばれるそのものがミルで粉碎したスラリーで、非常に細かい状態であるということ、したがって発生するスラッジそのものも細かいということで、今まで実証実験の段階では、閉塞といったものはございませんが、念のため、先ほどご説明した、抜出装置とは別に、コントロールバルブなどの前にはフィルターを設置しています。

佐古委員： 反応器は液体状態で分解しますね。その後、補助反応器に入ってきますね。そのときの条件は、当然、より厳しくなってくるわけですね。そこでも液体状態の水が確保されているのですか。

J E S C O (山内)： 補助反応装置でも液体状態です。

佐古委員： 温度はどういう条件ですか。

J E S C O (山内)： 基本的には主反応器で分解し、念のためといったような感じの補助反応器でございます。入口温度は 370 、圧力も主反応器と同じでございます。

佐古委員： 補助反応器は主反応器の延長と考えていいわけですね。ほぼ同じ条件で動いているということで考えていいわけですか。

J E S C O (山内)： はい。

佐古委員： 反応には純酸素を入れるわけですね。酸素は結構危ないガスだと思うのですが、それに対する安全性の配慮はどうなんでしょうか。

J E S C O (山内)： 酸素につきましては、安全性ということでは、先ほど説明いたしましたように、60倍の水の中で反応させるといったような配慮がなされておりますので、急激な温度上昇は基本的にはございませんけれども、万が一、温度とか圧力が設定を上回るといったようなことがあれば、原料の供給を遮断する構造となっております。

佐古委員： 安全な扱いということになると、酸素よりも空気のほうが楽かなと思うのですが、それを、あえて酸素を使われるという理由は何かあるのでしょうか。それはまた今後でいいですから説明してください。

最後に1点だけですが、濃度の問題ですが、基本的には水の中で酸化反応を起こすわけですね。ですから、発熱反応になりますね。今の場合はPCB 1に対して水が60あるということで、それは問題ないと思うのですが、実際、PCBは純PCBではなくて、油と一緒に混じった状態で入ってきますね。

JESCO(山内)： そうです。

佐古委員： そうすると、当然、油も発熱するので、PCB + 油が水に対して何%入っているかということをつかんでおかないと、発熱量がかなり上がって温度上昇を起こす可能性があると思うのです。我々の経験では、油の濃度が10%近くなってくる。今の場合、PCBが60倍の水で希釈されていますけれども、もしそれに対して油が2倍なりあるとなりますと、今度は油そのものの濃度がトータルで8%、9%という濃度になりますね。そうなってくると、温度が上昇してくる可能性があるのです。そうすると、370にコントロールするということはかなり難しくなってくるので、トータルとしての油、要するに燃えるものがどれだけの濃度で抑えられているかということを見ておかないと危ないのではないかという気がします。

JESCO(山内)： まず、反応器に送るものとしたしましては、水とPCB、そして起動用の油、これらについては、性状、割合を把握した上で送り込んでいくという考え方でございます。それと、今お話にありました温度上昇につきましては、実証試験でも、ご指摘の点については確認していますが、特に今、ご指摘のような温度上昇があったというようなことは聞いていません。

中杉委員長： 技術の中身について、ここで技術を変えなさいという話を議論するところではないのですが、ただ、運転方法については、先ほどのお話で、専門家のご指導を得ながら議論を進めていくということでお話を伺っていますので、このほかにもご指摘事項がございましたらご指摘をいただいて、その立場の専門家の先生方にもご指摘があったということをお伝えいただいて、それに対してどう考えるかということをお話でも整理をしてお答えいただいたほうがいいかというふうに思いますので、よろしく願います。

JESCO(山内)： わかりました。

中杉委員長 今の話も、実証実験でこういうふうにはならなかったというのは、それは

証明にはならなくて、それが万が一なったときにどうするかということをやはり考えなければいけないというのが全体の思想ですので、そこまで考えた形でのお答えをお願いできればと思います。

織委員： この図を見たときに素朴な疑問でわからないことがあるのですけれども、今、この図だけで流れを見ていくと、すべて液体の形で水熱酸化分解されて、分子の形になっていって、最終的に無害な CO_2 と H_2O になっていく。その過程を何回も何回もやっていくんだというふうに見えるのです。では、そのときに残渣はどうなるのかというのが素朴な疑問として出てくるのです。先ほどお話ししたように、スラリー化したものがこの中に入ってきますね。それで、液状のものについては分子反応、化学反応をさせていって、最終的には H_2O と CO_2 にしていく過程を何度も繰り返せばそうなるだろうと思います。では、この図では全く残渣が出てこないという形になってきているのです。やはり素人的に見ると、固体が液体になるわけではないので、その残りの残渣はどうなってしまうのかというのが素朴な疑問なのですけれども。

JESCO(山内)： 確かにおっしゃるとおり、フローには残渣の抜き出し部分が抜けてございます。基本的にはスラリーを送ったものは、先ほどのお話にありましたように、残渣物としてスラッジとして抜く装置になってございますが、この絵では書いてございませんので、これはまた次回のときでもよろしければ、そのところについてご説明させていただきたいと思います。

織委員： それで結構ですけれども、結局、残渣のリスクの話も図の中に何とか入れ込んで説明していただければと思います。

上田委員： もう一度お尋ねいたします。隣に細野会長も来ておりますので話があると思いますけれども、はっきり言いまして、どうも聞けば聞くほど恐くなってしまいます。私も五十何年か住んでおりますけれども、ごみは相当理解をしたつもりであります。住民たちも、それを承知の上で日常生活をしてきたことも事実だと思えます。でも、今日、この施設について、安全性ということで、かなり細かくお話をちょうだいしておりますが、全くわかりません。まず、カネミの問題からお聞きしたいのは、47年にPCBの製造は終わったということですが、その後30年間、何か支障があったのであれば聞かせてもらいたい。だから、こういう処置をするのだということをふうにお聞かせ願いたい。私たちは、36町からなる約10万の皆さんに対してこの話をしなければならないのです。

ただ、こういうような委員会の席で安全性でございました、このような書類をちょうだいしまして、説明もいただきましたから、皆さん、これで安全で、心配ないから、中

防でこういう施設ができますよと。これだけで納得していただけるだろうか。私、今日、聞けば聞くほど納得しにくくなってきたような感じがいたしますので、その辺のところを、もう少し住民がわかりやすいようにご説明方をいただければありがたい、こんなふうに思っているところです。

細野委員： 東雲・有明連合の代表をしております。ちょっと余談ですけども、何でも臭いもの、汚いものは何でも江東区というような、江東区は今まで23区の一括処理場のようなイメージがあったのです。これは現在でも、車のドライバー一つ捉えても、晴海橋を越えるとドリンク缶を捨てるのです。だから、グリーンベルトへの投棄が中央区、千代田区の4～5倍多いそうです。これは清掃を担当している人はよくわかるのですけれども、江東区+ごみ捨て場ということで非常によくないイメージがあります。

それと、これはかなり前ですけども、中防のごみ埋立ての段階で、我々のところで2度ぐらいハエが大発生しまして、真っ白い車がちょうどおにぎりにゴマをかけたような感じです。これは私、東京都に再三文句を言いましたけれども、東雲・有明の住民にしてみれば埋立処分場から数kmしか離れていないのです。それと、ご承知のとおり、これからがん研がきたり、新たな学校がきたり、東雲地区は住民がどんどん増えております。若者には、環境がいいということでかなり人気があります。そういう環境で我々も35年ぐらい環境問題に取り組んでいますが、排気ガスも残念ながら年々増えていますね。石原知事がディーゼルの規制をされてからは、これは目に見えて減っておりますが。ですから、いろいろな意味で長年、何十年という間、もので言えば、ちょうどジョウゴの口に当たるような形で、この地域が一番いろいろな影響が大きい地域でございます。

それから、先ほどアセスの住民説明会を枝川区民館で行ったとのことですが、我々は、一度もこれを聞いていないのです。連合町会の上田さんも、足元でこの話を聞いていないのです。だから、どういう形で呼びかけて住民にPRしたのか、そういう点も非常に疑問でございます。いろいろな意味で、人間全てそうだと思うのですけれども、立場を置きかえてよく考えていただいて、今後の運営というか、建設に当たっていただきたい。つくるほうはつくってしまえばいいですけども、そこに住む人たちは一生その空気なり水を飲んでいかなければいけないのです。その点を考慮していただきたい。お願いいたします。

中杉委員長： いろいろご意見があるのですが、進行を務める立場としては時間のほうが少し気になっています。ただ、そうは言いながら、この施設の中身を十分ご理解いただかないと、安全対策の議論をするということもなかなか難しいと思います。今日の段

階のご説明で十分にご理解をいただけるかどうかというのは、いろいろご質問が出ていますし、私も疑問を感じますので、これについては事務局と中身についてどういうふうにご理解を得るかということをし少し相談をさせていただくということでもよろしいでしょうか。とりあえず、今の段階では、まだまだ議論が先へ進まないのかなというふうに思います。実際にどのくらい危険なのかということも、私もそれなりの考え方を持っていますのでご説明してもいいのですが、時間を使ってしまいますので、そういうことをやるような工夫を少し事務局と相談をさせていただいてつくりたいと思いますので、とりあえず先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。事務局のご説明に対して納得したということではないというところで、とりあえず先に進めさせていただきます。

では、次は「環境影響評価について」でございます。

J E S C O (立園)：それでは、お手元の環境評価書の概要、ページの表紙の冊子でございますが、これを使ってご説明いたします。

本事業は、東京都の環境影響評価条例の対象事業でありまして、この条例に従いまして、環境影響評価の手続を実施しているところでございます。本日配布いたしました資料につきましては、弊社のホームページにも掲載されておりますが、本日は限られた時間でもあり、この中の要点につきましてご説明いたしたいと思っております。

それでは、3ページをお開きください。3ページの表5 - 1でございますけれども、環境影響評価手続のこれまでの経緯が記載されております。一番上の欄ですが、15年6月に環境影響評価調査計画書を提出いたしました。これは、どのような環境影響評価をやるかという調査の計画をまとめたものであります。15年6月に提出し、公示・縦覧され、また、都民や周知地域の区長、これは江東区長に当たりますけれども、ご意見をいただきました。また、東京都知事の審査意見書もいただき、これらのご意見をもとにいたしまして、平成15年9月30日、環境影響評価書案を東京都に提出いたしました。その後、一連の手続として、住民説明会の開催、公示・縦覧、都民の意見、さらに都民の意見を聞く会、これはいわゆる公聴会になりますけれども、こういうものが開催されて、いろいろのご意見をいただいたところでございます。さらに、この環境影響評価書案に対する東京都知事の審査意見書をいただきまして、本年16年の4月に、環境影響評価書としてまとめまして東京都に提出したところでございます。

4ページからは事業の計画、内容が書いてありますが、これは、先ほどまでのご説明と重複いたしますので、ここでは省略させていただきます。評価の項目につきましてご説明いたしたいと思っております。

36ページをお開きください。ここには環境影響評価として選定した項目を記載しております。東京都の環境影響評価条例では、大気汚染以下、全部で17の評価項目が挙げられております。事業者は、これらの項目のうちで事業の内容とか、地域の概況、こういうものを勘案しまして、環境に影響を与える恐れのある項目を評価項目として選定することになっております。

36ページには、私どもが評価項目といたしました4項目、大気汚染、景観、廃棄物、温室効果ガスが記載してあります。それでは、それぞれの項目につきまして、評価方法、評価の結果等をご説明させていただきます。

39ページをお開きください。まず、大気汚染でございます。大気汚染につきましては、本施設からは法令で規制されるような排ガスは発生しませんが、作業する部屋の換気とか、設備からの局所排気、こういうものが処理されて環境に出ていきまして、この中にPCB、それからコプラナPCBに起因するダイオキシン類が若干入ってくるおそれがあるということで、PCB及びダイオキシン類を評価の項目として選定いたしました。

予測の方法といたしましては、排気や換気に含まれるPCB、ダイオキシンの濃度、排気、換気量、年間の気象条件、これらをもとに、大気拡散シミュレーションを行いました。これは施設から放出されたガスが大気中をどのように広がっていくのかというのを、気象条件等を踏まえてコンピューターでシミュレーションする手法でございます。こういう方法で予測いたしました。

その結果が、44ページから記載してあります。45ページに図があるかと思いますが、これがPCBの予測結果でございます。中央防波堤内側の事業予定地を中心に、PCBの予測濃度が書いてあります。そこに黒丸の地点がありますが、これが最も影響が出ると予測される場所ということになり、事業予定地のほぼ南に約1kmの地点でございます。46ページには、ダイオキシン類の予測結果も書いてあります。同じように、事業予定地のほぼ南側に最も影響が出ると予測される地点として黒丸で記してあります。

これらの結果をまとめたものが44ページの表8.1-8「予測結果」でございます。一番右の欄で予測最高濃度地点というのは先ほどの黒丸の地点で、最も影響が出ると予測される場所の濃度でございます。ちょっと言葉としてはわかりにくいのですが、付加する影響濃度というのが施設からの影響ということで、バックグラウンド濃度というのがもともとここにある濃度ということでございます。将来予測濃度、ここで言うと0.00173 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ という単位ですが、0.00173というのが将来の予測濃度ということでございます。

これを何に比べるかということで、その下に大気環境中の暫定目標値、これは国が定めたいわゆる環境基準ですが、0.5でございます。これに比べまして0.00173ということで、大体290分の1ぐらいの濃度と予測いたしました。

それから、同じ表の下段でございますけれども、ダイオキシン類につきましても、将来予測濃度が0.09955pg-TEQ、特殊な単位でございますけれども、0.09955ということでございます。これに対しまして、ダイオキシン類の大気環境中の環境基準が0.6でございます。これに比べて約6分の1となっております。このように、本施設からの排気、それから換気に含まれるPCB、ダイオキシン類が大気に及ぼす影響というのは一定の小ささというふうに評価しております。

次に、50ページをお開きください。これは景観の評価でございます。景観につきましては、本施設の周辺には海上公園など、一定の眺望施設があり、本施設が景観を構成する新たな要素となる可能性があるため評価項目として選択いたしました。予測手法としては、主な眺望地点からの眺望の変化をフォトモンタージュで予測する方法としました。眺望地点として51ページの図8.2-2で5地点あげております。この中の3地点について写真で示してあります。まず54ページがテレコムセンターからの眺望とで、少し遠景ですが、上が現況の姿で、本施設ができた後の眺望の予測です。

次に、55ページが評価の地点の中では最も施設に近い場所で、本施設が立地する埋立地の対岸の暁ふ頭公園というところからの眺望でございます。

次の56ページは大田区側からの眺望でございます。これは少し距離が離れておりますけれども、同じように上が現在の眺望で、下が施設の完成後となっております。いずれの地点からの眺望も周辺の建物と違和感はありませんし、また、臨海部の景観と調和したものであるということがわかりいただけると思います。

さらに、建物自体につきましても、景観の観点から配慮しております。施設の鳥瞰図が別のページにでておりますが、建物の配色としては余り目立たない色ということで、グレーを基調に、ブルーのストライプ等を入れた工夫をいたしました。それから、高さも周辺の建物と同程度以下の約40mとし、煙突等のと突出した構造物はございません。プラント類はすべて屋内に配置いたしまして、外からは見えないようになっております。また、周辺にはできるだけ緑地を確保いたしまして、外から直接施設内が見えないような工夫もされております。

景観につきましては、地元区の江東区の都市景観条例に基づき、手続も併せて行いまして、江東区の景観審議会等でご新語いただきました。

次の項目は、58ページの廃棄物でございます。廃棄物につきましては、工事を行っているとき、それから、工事が完了し施設の稼働が始まった時点について予測を行いました。工事の施工中には例えば建設廃棄物が出ることが想定されます。それから、施設が稼働した場合には、先ほど来のフローでご説明しましたけれども、金属類、それから処理した後の油などが発生するというので、評価項目として選定いたしました。

61ページに建設廃棄物の発生予測量を書いてあります。61ページの8.3-5をご覧ください。工事中に発生する建設系の混合廃棄物でございます。約500t程度発生すると予測しております。この発生量の推定は、工事の規模、この場合は延べ床面積ですけれども、これに発生の原単位を乗じて廃棄物の量を推計いたしました。

それから、62ページの表8.3-6、ここには建設廃棄物が、これはコンクリートの固まりとか金属など、再資源化が可能なものがどの程度発生するかということですが、同じように工事期間中500t程度発生すると予測しております。

それから、工事が完了して施設が稼働したときの廃棄物ですけれども、同じ62ページの8.3-7をご覧ください。ここに想定される廃棄物が記載してあります。トランスとか、コンデンサ、こういうものの部材を構成する鉄とアルミについて、これらはPCBを除去して、基準値以下であることを確認して極力リサイクルすることにしていきます。鉄が470t、銅が90t、アルミが110t程度発生すると予測しております。それから、一部碍子とか、そのほかいろいろな混合物でなかなかリサイクルしにくいものも発生することを予測しております。

それから、先ほど来の説明で低濃度PCB処理、つまり柱上トランス絶縁油の処理からも処理済物がでてきて、処理済油は年間約1,500kL程度発生すると予測しております。これは先ほどのフローの説明でもありましたように、東京電力の火力発電所で発電用燃料として再利用することを計画しております。

それから、再利用が難しい廃油、汚泥も一部発生いたします。一番下に柱上トランスの容器と書いてありますが、これもフローのところの説明いたしましたけれども、絶縁油を抜いた柱上トランス容器につきましては、本施設では処理しませんで、東京電力の川崎リサイクルセンターに運び処理する予定です。

65ページは温室効果ガスでございます。温室効果ガスにつきましては、施設で使う電力使用量が大きいということで評価項目として選択いたしました。電力使用量は、年間約6,200万kWh程度の予定で、処理に必要な熱源は基本的には全て電力を使うということで、重油等の燃料は使う予定はございません。

68ページの表8.4-5に、温室効果ガスの発生量を示しました。先ほどの電力の使用量に加えまして、水熱酸化分解では、PCBや絶縁油などの有機物が酸化分解されて、二酸化炭素が発生いたします。このため、有機物の水熱酸化分解から発生する二酸化炭素量、これも温室効果ガスの発生量に加えまして、これらを含めて、温室効果ガスの発生量は二酸化炭素として年間約25,000tと予測いたしました。

これに対して、表8.4-6には温室効果ガスの発生削減量を示しています。削減量としては、10kW程度の小さなものですが、太陽光発電、それから、鉄、アルミ等をリサイクルすると、もともとの原料からつくるよりもエネルギー削減効果があるということで、この削減効果も含め、あわせて温室効果ガスの削減量は、二酸化炭素に換算して、約540tとなります。PCBを処理するためには熱源などで一定のエネルギーが必要となるもので、なかなか大きな削減というのは難しいところですが、操業後は極力、省エネルギーに向けて工夫することとしております。

それから、温室効果ガスに関する評価の中で、直接数値化はしてありませんけれども、敷地内は屋上緑化も含めて緑化に努めております。敷地内の緑化につきましては、江東区の緑の条例にもとづく基準があり、この基準を上回る約7,500m²の緑化、これは屋上緑化も含めてですが、を計画しており、これにより極力、熱効率の改善に務めるということを予定しております。

以上、評価した4項目について、ご説明をいたしましたけれども、76ページに示しましたように、東京都知事から、環境影響評価書案に対する審査意見をいただいております。本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、概ね東京環境評価技術指針に従って行われたものであると認められる。なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものであるように務めるべきであるとのご意見をいただいております。

さらに、77ページですが、これは先ほど手続の中でご説明しましたように、環境影響評価書案に対する都民等からの意見をいただいております。都民からの意見として6件、関係区長、江東区長からの意見として1件、計7件でございまして、意見の細目数は概ね70問ぐらいですが、次のページに意見の内容とこれに対する、事業者の見解として私どもの考えを記載しております。

以上、環境影響評価書の概要につきましてご説明いたしました。

なお、環境影響評価に関する今後の手続ですが、条例ではこの後、評価書で予測評価した内容につきまして、事業を実施したときに、実際にそのとおりになっているかどうか

かという検証を行う、いわゆる事後調査というのを行うこととされております。本事業の場合は、事後調査としましては、工事を行っている間、それから工事が終了して施設の稼働時について行うこととしておりまして、現在、工事の施工中のその1調査として杭工事や基礎掘削工事から発生する廃棄物等の状況について事後調査を行っているところでございます。この内容につきましても、この委員会で適切な時期にご報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

中杉委員長 環境影響評価については、住民説明会について住民代表の方からご質問が先ほどから出ていますので、また実態的に見て、どういう宣伝をしたかとか、そういうところの経緯をご説明いただく必要があるかというふうに思いますけれども、それは後ほどでも結構ですが、何かご質問ございましょうか。これもなかなか中身が難しい話ですが、一応、東京都のほうの環境影響評価の手続にのっかって今動いて、一応承認をされているようでございます。ただ、そうは言いながら、こういうふうな疑問が出されて、こういう議論がなされているということを十分にご理解いただく必要があるというふうに思いますので、今の段階で何かご質問がございましたらお願いします。

鈴木委員 景観の説明の中で、57ページ、「環境保全のための措置」の4番目、埋立地に緑を増やす観点から、事業計画地に限り緑化する。同時に、接続部も並行してやるということですが、先ほど江東区の緑の基本条例があり、それを踏まえて江東区と密接な関係を持ちながら進めるのだらうと思いますけれども、緑化については、特にデザインとか、植樹の種類、そういうものを含めて、ひとつ江東区の意向に沿った植樹をしていただきたいと思いますので、この辺は要望しておきます。

中杉委員長 評価書につきましても、この場でなくても、ご質問がありましたら出していただいて、それに対して事務局から、詳しい理解をいただくためにどういうふうな手続をするかという中で答えをしていただくようにしたいと思いますので、時間の関係でとりあえずご質問については、見ていただいて、事務局のほうに直接お問い合わせいただくこととします。それを、次回、こういうご質問があったから、これに対してはこういう答えであるということをもたご説明いただくような形にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

JESCO(立園) 先ほどの住民説明会の周知方法の件ですが、東京都が定める方法に沿った形で行っておりまして、私どものホームページ、区報、それから朝日、毎日、日経、読売、4大紙に折込み広告を入れさせていただいてPRさせていただきました。ただ、現実に知らなかった、そういう情報がなかったというご意見もございま

して、今後いろいろこういう機会もあると思いますけれども、十分に気をつけてまいりたいと思っております。

中杉委員長 予定の時間を大分過ぎてしまっておりますので、次に「東京PCB廃棄物処理施設の建設状況」についてということで、配布資料7についてのご説明をお願いいたします。

JESCO(大山) それでは、資料7に基づきまして、建設状況についてご説明したいと思っております。

その前に、先ほどの資料5の表紙をもう一度見ていただきまして、でき上がりのイメージを一緒にご覧になりながら見ていただきたいと思います。

まず最初に、今年の7月1日に建物の工事を開始いたしました。建物を建てるために、まず基礎杭の杭打ち工事をこの7月1日から始めております。続きまして、7月21日に杭の打ち終わりましたところから、建物の基礎となるコンクリートを打ち出しました。

それから、冒頭でご説明しましたとおり起工式を8月3日にとり行いました。

これらの基礎工事が終わりました、9月15日に今度は建物の鉄骨の建て方を開始しております。現在は、建物の鉄骨を建てている工事を継続しているところです。

今後の予定といたしましては、今月(10月)下旬から建物の床面のコンクリートを打つ工事に入ります。それから、11月の初旬に予定しておりますが、建物の外壁を取り付ける工事を開始いたします。ここまでで大体建物の外観ができ上がりまして、12月初旬からいよいよ機械・電気といった装置類を入れるプラント工事に入る予定としております。プラントの中の主な装置といたしまして、鉄とか銅、アルミなどを洗う洗浄装置の搬入・据付けを来年の1月中旬頃から行う予定としております。また、同じ頃に脱塩素化分解の分解槽、これは先ほどご説明いたしました低濃度PCB、つまり柱上トランス絶縁油の分解反応を行う槽ですが、これを搬入・据え付ける予定としております。それから、2月下旬に水熱酸化分解、これは高濃度PCBの液体を分解処理する装置ですが、その反応器を搬入・据え付ける予定となっております。そのほかにも装置類を搬入・据付けをいたしまして、その後に配管類の組立て・据付けを行いまして、6月中旬に廃棄物処理法に基づく使用前検査を受検する計画でおります。その後、試運転ですが、まず模擬廃棄物と呼んでいますが、トランス、コンデンサ等でPCBが含まれていないものを使いまして試運転を行います。その後、8月中旬からPCB廃棄物を使った試運転を行う予定としております。そして、11月1日には操業を開始する予定でおります。

そのうしろに、現在の建設状況の写真を入れておりますが、先ほど申しました資料5

の表紙のように、建物が敷地の長手方向につくられるのですが、2枚目の施設予定のところと、資料5の表紙と大体向きが同じような格好になっております。このうち、この2枚目の下側のところですが、東京都環境局の中防合同庁舎がございまして、そちらの9階から撮った写真が次のページの写真になります。ただ、ここで合同庁舎のすぐ上のところに破碎ごみ処理施設と書いてありますが、その右側のところに、本施設とは別の施設で現在建設中のものがございます。

それをご承知おきいただきまして次の写真を見ていただきたいのですが、この写真の左手前のところにあります白いシートをかぶったところが今申しました別の工事でございます。これがあって見づらいのですが、その奥の方にある鉄の枠組みが本施設の骨格になる鉄骨でございます。大体3段から4段の鉄骨が組み上がっているところであります。周りにありますクレーンがこの鉄骨を組み立てるために使用しているものです。

それから、次のページを見ていただきますと、敷地の中央にありますのが建物でして、周りに数字と赤い矢印がありますが、これが次のページの撮影1、2、3、4、5の写真の撮影方向と対応しています。

この絵と写真を見比べていただきたいのですが、次のページが撮影1ということで、4号線道路の北から見た格好となっております。

次が撮影2で敷地の北側から見た写真で、鉄骨の枠組みです。

撮影3が4号線側の正面から見たところであります。

それから、撮影4が南側から横のほうを見たところですよ。

最後が撮影5で、タンク等の屋外設備がつく場所から見たものです。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

中杉委員長 現状どんなふうになっているか、今後の計画はどうであるかというご説明をいただきました。何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、一応、用意をしてある議題は全て終わりました。「その他」というのがございますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局から次回委員会について、12月を予定しており、あわせて建設現地及び東京電力の施設を視察いただく予定であることを説明。さらに、次回日程について調整をお願いしたい旨依頼。)

(次回日程調整)

中杉委員長　それでは、委員の先生方から特段何かございますか。もしございませんようでしたら、本日の環境安全委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。